

野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

○条例改正の趣旨

野田市堆肥センターは、平成12年に、廃棄物を抑制し、再利用を促進するために^{せん}剪定枝や落葉などの資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料の減量等による環境保全型農業を推進することで、付加価値の高い農産物の生産を図ることを目的に設置し、堆肥生産を通して持続性の高い農業経営に寄与してまいりました。

しかし、旧関宿町との合併以降は、資源の搬入量が年々増加するとともに、市民サービス向上のために搬入できる剪定枝の基準を緩和したことにより、剪定枝とはいえ伐採木（丸太）の搬入量も増大しました。そして、搬入量が過大となったことで、生産過程で生じる臭気が強まったり、自然発火が発生したりと、課題が生じました。

このままでは、周辺住民に御迷惑をお掛けしてしまうとともに、堆肥の品質を維持できないため、良質な堆肥生産の改善策の一つとして、本年4月に規則を改正し、搬入できる剪定枝の基準を開設当初の基準に戻し、丸太の搬入を制限することとし、一定の効果を挙げています。

しかし、この改善策だけでは、搬入量が過大となった要因の一つである市外で発生した資源を事業者が搬入してしまうことを防止することが難しいことから、この防止に資するよう、利用の登録制度を導入するため、「野田市堆肥センターの設置及び管理に関する条例」の一部を改正しようとするものです。

○主な改正内容

第6条（利用の登録）の追加

第1項

市外で発生した資源を事業者が搬入することを防止するため、対価を得て剪定枝、刈り取った草、落葉等の資源を堆肥センターに搬入しようとするもの（個人を含む。）は、事前に利用の登録を受けなければ、利用（搬入）の許可を受けることができなくするものです。

規則で定める事項としては、登録の申請時に誓約書、搬入に使用する車両の自動車検査証の写し等を提出する必要があることなどを予定しています。

なお、住居の用に供されている土地から発生する資源を、事業としてではなく、

市民が自ら搬入する場合の取扱いに変更はありません（登録は不要です。）。

第2項

登録を受けた事業者（以下「搬入登録事業者」といいます。）に、搬入事業者登録証を交付する旨を規定するものです。

また、規則において、搬入事業者登録証（以下「登録証」といいます。）は、車両1台につき1枚交付することを定める予定です。

第7条（変更の登録）の追加

登録制度の適正な運用のため、車両の買い替えなどにより登録事項に変更を生じた場合には、変更の登録を受けなければならないことを規定するものです。

第8条（廃業の届出）の追加

搬入事業を廃止するときは届出をしなければならないことを規定するものです。

なお、個人事業者の死亡など、届出が難しい場合もあることから、第9条において登録の有効期間等を定め、登録制度の適正な運用に努めます。

第9条（登録の有効期間及び更新）の追加

第7条で変更の登録、第8条で廃業の届出を規定しますが、何らかの事情によりこれらの手続がなされない場合でも、市の方で搬入登録事業者の情報を更新できるよう、登録証の有効期間を3年とし、3年ごとに更新の申請を必要とするものです。なお、変更の登録を受けた場合でも当該有効期間は延長しないことも明記します。

また、第2項では、有効期間内に更新の申請をすることで更新の可否の決定がされるまでは登録証が有効であることを、第3項では、更新後の有効期間は従前の有効期間の満了の日の翌日から起算することを規定するものです。

第10条（登録の取消し等）の追加

第1項

適正な搬入を担保するため、搬入登録事業者が市外で発生した資源を搬入した場合及び規則で定める不正を行ったと認めるときは、登録を取り消すことを規定するものです。

規則では、不正として、①登録証の複製又は偽造、②登録証の貸与又は譲渡、③条例第13条の規定による報告又は立入調査の拒否、虚偽の報告等、を規定する予定です。

搬入登録事業者に対しては、利用の登録の際に、禁止事項を説明するとともに、どのような行為をすると取り消されるかを説明します。また、当該禁止事項を遵守することを誓約書として提出していただきます。

このような状況の中でも違反行為をすることは、悪質性が高く、当該違反行為は野田市堆肥センターの設置の目的の達成を阻むものであることから、登録を取り消すものです。

また、第2項では、利用の登録を取り消された事業者は、当該利用の登録の取消の日から6月間を経過するまでは、再度の登録ができない旨を規定するものです。

第3項

対価を得て剪定枝、刈り取った草、落葉等の資源を堆肥センターに搬入するにもかかわらず、利用の登録を受けずに資源をセンターに搬入することを許してしまうと、適正な搬入がなされないばかりか、登録制度の実効性が確保されなくなってしまうことから、対価を得て利用の登録を受けずに資源をセンターに搬入した場合は、当該搬入をしたことが判明した日から6月間を経過するまでは、利用の登録ができない旨を規定するものです。

このことについては、ホームページ等で周知するとともに、資源の搬入時においても、事業者が利用の登録を受けずに資源をセンターに搬入した場合は、当該搬入をしたことが判明した日から6月間を経過するまでは、利用の登録ができない旨を周知してまいります。

このような状況の中でも違反行為をすることは、悪質性が高く、当該違反行為は野田市堆肥センターの設置の目的の達成を阻むものであることから、一定の期間は利用の登録を制限するものです。

違反行為の想定としては、①事業者ではないと偽って搬入すること、②他の事業者の登録証を借用し、又は譲渡を受けて搬入すること、③登録証を偽造すること、があります。

第4項

不正行為を複数回行うものについては、改善が期待できないことから、登録制度の実効性を確保するため、利用の登録を認めないことを規定するものです。

現時点では、①利用の登録の取消しが2回目となったもの、②利用の登録の制限が2回目となったもの、そして、利用の登録をすることが適当でないとするものとして、③利用の登録の取消し及び利用の登録の制限の両方を受けたもの、を考えています。

また、利用の登録をすることが適当でないとするものについては、上記③のほか、現時点では想定はありませんが、該当が生じた場合には、規則で定める等により公表いたします。

第11条第1項第2号（利用の制限等）の追加

登録制度の導入に伴い、搬入時の円滑な登録の確認や不正の防止を図るため、搬入登録事業者がセンターを利用するときには、当該搬入する車両に対して交付された登録証を提出する必要があることを規定するものです。

第13条（報告及び立入調査）の追加

適正な搬入の実効性を確保するため、資源をセンターに搬入するものに対して、①市外で発生した資源を搬入していないか、②登録証を複製し、若しくは偽造していないか、又は登録証を貸与し、又は譲渡していないか、③対価を得て搬入したにもかかわらず、登録をせずに搬入していないか、を確認するため、資源の発生場所、登録証の管理の状況、搬入が対価を得たものに該当するか、に関する報告や資料を求めることができること、職員に当該搬入に関する場所に立ち入らせ、上記①から③までに関する事項を調査させたり、関係者に質問させたりすることができるよう、必要な規定を設けるものです。

なお、第2項では立入調査時の身分証明書の携帯を、第3項では立入調査の権限は犯罪調査のために認められたものではないことを規定するものです。

附則第3項及び第4項（利用の登録制度の円滑な運用のための調査に関する特例）の追加

条例の改正後、当分の間は、登録制度の円滑な運用を確保するため、条例の運用に関する調査を行う予定です。そして、調査の方法としては、関係者に対して、条例の運用に関する報告を求めたり、関係場所に立ち入らせていただいたりすることを考えています。

一般的に、報告を求めたり、立入調査を実施した場合には、不正をしたとの通報があったのではないかと、不正を疑っているのではないかと、と考えられてしまうことから、関係取引先への調査などは、円滑な協力が難しい場合もあります（不正の疑いがないにもかかわらず、調査をされることで、関係取引先から搬入事業者の不正を疑われるおそれがあるからなど）。

このため、この調査については、不正の疑いなどとは関係なく、今回導入する登録制度の円滑な運用のため実施することを明記するものです。

なお、このような不正の疑いとは関係なく調査を実施すること、調査に協力を求めることなどについては、ホームページ等で周知に努めてまいります。

○改正条例の施行について

改正条例は、令和4年1月1日から施行する予定です。

本年9月野田市議会定例会に付議し、可決を経て同月中に公布したいと考えておりますが、登録制度という新たな制度を導入することから、3月間の周知期間を設けるものです。

また、経過措置として、改正条例の規定に基づく利用の登録については、改正条例の施行の日前においても、あらかじめ行うことができる旨を規定する予定です。